

株主各位

第 110 期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

新株予約権に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

株式会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

「新株予約権に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 20 条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tokaitokyo-fh.jp/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

## 新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
発行決議の日	2017年8月28日 取締役会決議		2018年9月20日 取締役会決議	
役員区分	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役	取締役 (監査等委員)
新株予約権の数	38個	6個	40個	6個
保有人数	3名	1名	3名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 38,000株	普通株式 6,000株	普通株式 40,000株	普通株式 6,000株
新株予約権の発行価額	無償		無償	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり673円		1株当たり687円	
新株予約権の行使期間	2019年10月1日～ 2024年9月30日		2020年10月1日～ 2025年9月30日	
新株予約権の主な行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。			

名 称	第11回新株予約権		第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議の日	2019年8月26日 取締役会決議		2020年8月24日 取締役会決議	2021年8月23日 取締役会決議
役員区分	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役	取締役
新株予約権の数	17個	8個	56個	58個
保有人数	1名	1名	3名	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 17,000株	普通株式 8,000株	普通株式 56,000株	普通株式 58,000株
新株予約権の発行価額	無償		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり305円		1株当たり277円	1株当たり443円
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～ 2026年9月30日		2022年10月1日～ 2027年9月30日	2023年10月1日～ 2028年9月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。			

- (注) 1. 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はありません。  
 2. 取締役が保有している新株予約権には、当社取締役就任前に付与されたものが含まれております。  
 3. 取締役(監査等委員)が保有している新株予約権は、当社の使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況等

名 称	第 13 回新株予約権
発 行 決 議 の 日	2021 年 8 月 23 日取締役会決議
新 株 予 約 権 の 数	1,386 個
交 付 さ れ た 者 の 人 数	当社使用人 261 名 当社子会社の取締役 28 名 (当社役員を兼務している者を除く。)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,386,000 株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 443 円
新株予約権の行使期間	2023 年 10 月 1 日～2028 年 9 月 30 日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。

## 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 【業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容は、以下の通りであります。

#### (1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ② グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ③ 関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ④ 関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査等委員会は取締役会に報告する。
- ⑤ 関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役に報告させる。
- ⑥ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。代表取締役社長は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

#### (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」）により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ② 取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ③ 取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコ

ンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。

- ④ 監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、内部監査を実施し、結果等を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。監査等委員会は、その結果等につき取締役会に報告する。
- ⑤ 違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）を整備し、その実効性の確保に努める。
- ⑥ 反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ⑦ 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

### （３） 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ② 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ③ 当社及び主要子会社の取締役候補者の指名（再任を含む。）、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ④ 取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ⑤ 取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

### （４） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する。
- ② 会社業務の全般的な執行方針を協議するため、代表取締役会長、代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。

- ③ 取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役は適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存及び管理する。また、監査等委員会はそのらの情報閲覧ができるものとする。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- ② 総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という。）として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
- ② 監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- ④ 監査部に所属する使用人の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見に基づき決定する。

(8) 監査等委員会への報告等に関する体制

当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
- ② 代表取締役社長は、社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 代表取締役社長及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
- ② 監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

**【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関して関係会社管理規程を定めるとともに、関係会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしております。
- ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導しております。子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行っております。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役に報告させております。
- ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査が実施されております。その結果は監査等委員会及び代表取締役社長に報告され、監査等委員会から取締役会に報告されております。
- ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、半期毎に行うグループコンプライアンス会議を活用してグループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底しております。
- ・当社は企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制を整備して、財務報告に係る内部統制を適正に実施し、内部監査部門が適正に監査しております。
- ・経営会議にて承認された年次計画書については、取締役会に報告しており、当該計画書に基づき、内部統制を実施し、その結果等につき、経営会議にて経営者による評価を決定し取締役会に報告しております。又、その結果等を外部監査法人による監査評価を得た上で、「内部統制報告書」にて、有価証券報告書と同時に開示しております。

## (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役が過半数（5名））で構成されており、原則月1回開催し、当期は15回開催いたしました。また、当社取締役は、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と、主として業務執行の監督機能を担う「非業務執行取締役」により構成され、それぞれの役割について明確化を図るとともに、取締役会の議長に「非業務執行取締役」が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性確保に努めております。

- ・当社は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を設置し、原則毎月1回開催しており、当期は12回開催いたしました。総合リスク管理委員会においては、年度単位の法令遵守に関する実践計画である「コンプライアンス・プログラム」制定等のコンプライアンスに関する事項、リスク管理に関する事項及び災害危機管理に関する事項について協議を行うとともに、その実施状況について報告されております。又、内部統制上重要な「反社会的勢力との関係遮断の取組み」及び「内部通報制度の利用状況」についても報告されております。なお、総合リスク管理委員会での重要な協議事項及び報告事項並びにコンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取締役会へ報告しております。
- ・「グループコンプライアンス・ホットライン制度」を社内・社外に設置しており、社内イントラ等を通じ従業員に対してその存在を周知しています。また、「グループ内部通報規程」により、通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益、不平等な取扱いをしてはならない旨を定めております。
- ・「グループ倫理行動基準」や「倫理コード」において、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない旨を宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、反社会的勢力との関係遮断に関する具体的手続きを定めております。また、当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、「TTFGにおけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」を定めて、マネー・ローンダリングの防止に努めております。

## (3) 取締役会の実効性を確保するための体制

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成されており、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努めております。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めております。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名（再任を含む。）、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
- ・取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定しております。取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、



取締役会の実効性の向上に努めております。当社はその実効性分析・評価結果の概要を当社ホームページに掲載し、経営の公正性と透明性を高めるよう努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会は、定款の定めと取締役会決議により重要な業務執行に関する決定の多くを代表取締役会長及び代表取締役社長に委任し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論を行うための体制を整備しております。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び各種社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、及び期間終了後の廃棄に至るまでを適正に管理しております。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、適切な管理に努めております。
- ・当社グループにおけるリスク管理については、総合リスク管理委員会へ適切な報告がなされております。また、総合リスク管理委員会は、責任部署ごとのリスク管理の状況を把握・管理し、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

- ・監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査部に監査等委員会室を設置して、室長以下3名のスタッフを配置しております。監査等委員会室のスタッフは、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従うものとし、又、人事異動・評価・懲戒処分等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会へは、取締役及び使用人から定期的に又は随時、報告を行っております。
- ・また、監査等委員は経営会議等会議体にオブザーバーとして適宜出席し、業務執行に係る経営判断の妥当性をチェックしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役と定期的に面談を実施し、相互の意思疎通を図っており、又、必要に応じて弁護士等に監査業務に関する相談を行える体制を整備しております。

## 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(③において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値を確保し、向上させていくためには、下記②の企業価値の源泉を維持し、前述の経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられなければ、当社グループの企業価値等は損なわれることとなります。

### ② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、当社及び子会社 31 社並びに関連会社 14 社(2022 年 3 月 31 日現在)により構成され、金融商品取引業及びその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とするリテール証券業務から投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、中堅・中小の証券会社に金融商品取引業に必要な各種インフラを提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界の新たな時代に向けた重要な戦略として、地域の特性に応じた地域戦略や有力地方銀行との提携合弁証券会社を中心としたアライアンス戦略等を推進しております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、経営計画に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上が図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月26日開催の第107期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項の採用はいたしません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、対抗措置の発動又は不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

- ④ 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- i 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

- ii 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

- iii 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うこ

とを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

- iv 株主意思を重視し、又、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第 107 期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様を意思を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

- v 会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- vi デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、当社は 2022 年 5 月 23 日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。したがって、第 110 期定時株主総会の終結の時をもって、本プランは廃止となります。

## 連結株主資本等変動計算書

〔 自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36,000	24,587	107,390	△ 5,292	162,685
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 5,960		△ 5,960
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,150		13,150
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		△ 17		95	77
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		0			0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 17	7,189	94	7,266
当 期 末 残 高	36,000	24,569	114,580	△ 5,197	169,952

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	1,490	△ 571	1,967	2,886	442	6,669	172,684
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 5,960
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							13,150
自 己 株 式 の 取 得							△ 0
自 己 株 式 の 処 分							77
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△ 407	658	△ 360	△ 108	54	5,670	5,616
当 期 変 動 額 合 計	△ 407	658	△ 360	△ 108	54	5,670	12,883
当 期 末 残 高	1,083	87	1,607	2,778	497	12,340	185,568

# 連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)並びに同規則第118条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社数 29社 (当連結会計年度末現在)

連結子会社の名称

東海東京証券株式会社	東海東京アセットマネジメント株式会社
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	東海東京インベストメント株式会社
株式会社東海東京調査センター	東海東京アカデミー株式会社
東海東京サービス株式会社	東海東京ビジネスサービス株式会社
株式会社ETERNAL	ピナクル株式会社
ピナクルTTソリューション株式会社	株式会社メビウス
株式会社TT デジタル・プラットフォーム	CHEER証券株式会社
マフロバ株式会社	エース証券株式会社
丸八証券株式会社	
Tokai Tokyo Securities(Asia)Limited	Tokai Tokyo Securities Europe Limited
Tokai Tokyo Securities(USA), Inc.	Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	
バリューアップ投資事業有限責任組合	東海東京インキュベーション投資事業有限責任組合
東海東京インキュベーション2号投資事業有限責任組合	
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited	Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited
Asia-Pacific Rising Fund Limited	Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

2021年4月より、エース証券株式会社の普通株式を株式公開買付けにより追加取得したため、同社及び同社子会社の丸八証券株式会社を持分法適用関連会社から連結子会社に変更しております。

2021年6月より、当社子会社のピナクル株式会社が保有するM2キャピタル株式会社の株式の全てを売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

2021年10月より、東海東京インベストメント株式会社が運用し、当社及び同社が全額出資契約とする東海東京インキュベーション2号投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めております。

2022年1月より、ピナクル・バリュー・キャピタル株式会社を清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 主要な非連結子会社の名称等

株式会社エースコンサルティング                      株式会社エース経済研究所

当連結会計年度において、2021年5月にエース証券株式会社の普通株式を株式公開買付けにより追加取得したため、株式会社エースコンサルティング及び株式会社エース経済研究所を非連結子会社としております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社数 14社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社	浜銀TT証券株式会社
西日本シティTT証券株式会社	池田泉州TT証券株式会社
ほくほくTT証券株式会社	とちぎんTT証券株式会社
十六TT証券株式会社	株式会社お金のデザイン
Hash Dash Holdings株式会社	Hash Dash株式会社
株式会社CRUDIST	Digital Platformer株式会社
オールニッポン・アセットマネジメント株式会社	
Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.	

2021年4月より、エース証券株式会社の普通株式を株式公開買付けにより追加取得したため、同社及び同社子会社の丸八証券株式会社を持分法適用関連会社から連結子会社に変更しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

主要な会社等の名称

非連結子会社

株式会社エースコンサルティング

株式会社エース経済研究所

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合3社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の計算書類を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。また、国内子会社1社の決算日は8月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、他の16社は3月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

② トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

③ トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

…………… 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 主として、定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産…………… 主として、定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…………… 当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金…………… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金…………… 一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

(4) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金…………… 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) のれん償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の均等償却により償却しております。



(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 委託手数料

有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料であり、金融商品取引所における約定日又はこれに準じる日に収益を計上しております。

b. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

有価証券の引受け、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料であり、条件決定日等に収益を計上しております。

c. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより顧客又は引受け会社等から受け入れる手数料であり、募集等申込日等に収益を計上しております。

d. その他の受入手数料

主に投資信託の代行手数料、保険手数料であり、投資信託の代行手数料は口座管理などの事務処理を行うことにより受け入れる手数料であり、その手数料は投資信託の預かり資産残高に応じて日々、保険手数料は保険契約の取次により保険会社から受け入れる手数料であり、その手数料は主に申込日に見込まれる額を収益として計上しております。

⑤ 約定見返勘定の会計処理方法

トレーディング商品に属する商品有価証券等の売却及び買付に係る約定代金相当額として約定から受渡までの間計上される約定見返勘定について、連結貸借対照表上、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。主な変更点としては、顧客からの手数料收受にあたり付与していたポイントについて、従来は「販売費及び一般管理費」の「支払手数料」として計上しておりましたが、「営業収益」の「受入手数料」から控除する方法としております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来、仕入価格を時価として評価していた売出期間中の債券について販売価格を時価として評価するなど、一部金融商品の時価の算定方法を変更しております。

[表示方法の変更に関する注記]

連結損益計算書

当連結会計年度より、従業員の社宅に係る自己負担額について、従来、「営業外収益」の「受取家賃」に表示しておりましたが、「販売費及び一般管理費」の「不動産関係費」から控除して表示する方法に変更いたしました。この変更は、福利厚生制度の経済的実態をより適切に表示するために行うものであります。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

[会計上の見積りに関する注記]

持分法適用関連会社に関するのれんの評価

- (1) 連結貸借対照表に計上した金額 3,003百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
(見積り金額の算出方法)

連結貸借対照表における投資有価証券には、持分法適用関連会社に関するのれんが含まれております。当該のれんについては、減損処理の必要性を検討する必要があると、投資時に予想した収益性が当初よりも低下していないか、またその結果、投資額の回収が見込めなくなった状態にはないか、との観点から判定を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の判定は、投資先への投資から得られる割引前のキャッシュ・フローに基づき実施されており、当該割引前のキャッシュ・フローの総額は投資先の事業計画を基礎として、将来の事業環境に係る仮定を反映して算定されております。

(翌年度の連結計算書類に与える影響)

投資先の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保されている債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	109 百万円
トレーディング商品	329,881 百万円
短期差入保証金	30,810 百万円
合計	360,800 百万円

(注) 1. 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券833百万円、短期借入有価証券127,790百万円を担保として差入れております。なお、このほかにも営業保証供託金として差入保証金15百万円、為替予約取引の担保として現金及び預金130百万円を差入れております。

2. 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

(2) 担保されている債務

短期借入金

金融機関借入金	80,000 百万円
証券金融会社借入金	400 百万円
信用取引借入金	13,313 百万円
有価証券貸借取引受入金	54,073 百万円
現先取引借入金	272,652 百万円
合計	420,439 百万円

2. 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

信用取引貸証券	5,130 百万円
信用取引借入金の本担保証券	13,333 百万円
短期貸付有価証券	57,503 百万円
現先取引で売却した有価証券	275,384 百万円
差入保証金代用有価証券	2,924 百万円

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	40,202 百万円
信用取引借証券	89,456 百万円
短期借入有価証券	125,402 百万円
現先取引で買い付けた有価証券	457,308 百万円
受入保証金代用有価証券	66,919 百万円
受入証拠金代用有価証券	15,607 百万円
その他	732 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 11,307 百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	260,582,115	-	-	260,582,115

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	12,218,314	2,141	221,000	11,999,455

- (注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求2,141株によるものであります。  
 2. 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した221,000株によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

- (1) 当連結会計年度末残高 497百万円  
 上記新株予約権は全てストック・オプションとして付与されたものであります。
- (2) 当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

(単位：株)

区分	内訳	種類	新株予約権の目的となる株式の数			
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
当社	第8回新株予約権	普通株式	1,068,000	-	22,000	1,046,000
	第9回新株予約権	普通株式	1,124,000	-	34,000	1,090,000
	第10回新株予約権	普通株式	1,320,000	-	22,000	1,298,000
	第11回新株予約権	普通株式	1,307,000	-	233,000	1,074,000

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,477	14.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	2,483	10.00	2021年9月30日	2021年11月25日

(注) 2021年6月25日定時株主総会による1株当たり配当額には記念配当2.00円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,480	14.00	2022年3月31日	2022年6月29日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる事業において金融商品を保有しております。また、これらの事業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れのほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資 産			
(1) 商品有価証券等	518,527	518,527	—
(2) 投資有価証券	6,435	6,435	—
負 債			
(1) 商品有価証券等	431,959	431,959	—
(2) 社債	28,585	28,508	76
(3) 長期借入金	107,300	107,196	103
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 1,772	△ 1,772	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(注) 1. 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「借入有価証券担保金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」「有価証券貸借取引受入金」「短期借入金」「短期社債」「1年以内償還予定の社債」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」に含めておりません。なお、当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対象表計上額
関連会社株式	24,995
非上場株式	6,587
投資事業有限責任組合等	6,187

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
商品有価証券等	397,069	74,556	0	471,626
株式・ワラント	15,708	243	0	15,952
債券	380,578	69,522	—	450,100
受益証券等	782	4,790	—	5,573
投資有価証券	4,514	1,921	—	6,435
株式	4,514	1,921	—	6,435
資産 計	401,584	76,477	0	478,062
商品有価証券等	431,616	343	—	431,959
株式・ワラント	50,292	343	—	50,636
債券	381,311	—	—	381,311
受益証券等	12	—	—	12
負債 計	431,616	343	—	431,959
デリバティブ取引(資産)	5,410	16,671	759	22,842
株式関連取引	5,160	1,870	759	7,790
金利関連取引	250	4,428	—	4,678
通貨関連取引	—	10,372	—	10,372
デリバティブ取引(負債)	1,292	23,292	29	24,614
株式関連取引	1,252	1,699	29	2,982
金利関連取引	39	5,356	—	5,396
通貨関連取引	—	16,236	—	16,236
デリバティブ取引 計	4,118	△ 6,621	729	△ 1,772

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません（連結貸借対照表計上額46,901百万円）。

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	28,508	-	28,508
長期借入金	-	107,196	-	107,196
負債計	-	135,705	-	135,705

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## (1)商品有価証券及び投資有価証券

G7各国政府が発行する国債や上場株式など、活発な市場で取引される有価証券は、取得した相場価格を調整せずに時価として利用しており、レベル1の時価に分類しております。一方、その他の国債（日本の物価連動国債、変動利付国債も含む）、一部の上場株式、地方債、社債など、市場での取引頻度が低いと考えられる有価証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。また、相場価格が入手できず、類似した特性を有する有価証券の相場価格を利用して時価を算定する場合も、同様にレベル2の時価に含まれます。ワラントなどで、重要なインプットが市場で観察できない場合には、レベル3の時価に分類しております。

## (2)デリバティブ取引

債券先物、株価指数先物などの上場デリバティブ取引については、活発な市場における相場価格を無調整で評価に用いているため、レベル1の時価に分類しております。店頭デリバティブ取引については、割引現在価値法やブラック・ショールズモデルなどの評価技法を用いて時価を評価しております。デリバティブ取引の種類、契約条件に応じて評価技法は異なり、そのインプットには株価、金利、為替レート、ボラティリティなどを使用しております。大半のインプットは市場で容易に観察できることから、店頭デリバティブ取引はレベル2の時価に分類しております。ただし、一部の株式オプションでは、重要なインプットであるボラティリティが市場で観察できないため、レベル3の時価に分類しております。

## (3)長期借入金、社債

長期借入金、社債については割引現在価値法を用いて評価しております。インプットとなる各種金利は市場で容易に観察できることから、レベル2の時価に分類しております。ただし、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、取引開始時から当社の信用状態が大きく変わらないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としております。同様に、満期まで1年以内のものも、時価と帳簿価額はほぼ等しいと考えられるため、帳簿価額を時価としております。

〔収益認識関係に関する注記〕

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
受入手数料	
委託手数料	13,929
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,333
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	9,939
その他の受入手数料	12,372
(うち、投資信託の代行手数料)	(5,851)
(うち、保険手数料)	(3,693)
顧客との契約から生じる収益	37,575
その他の収益	43,400
営業収益	80,975

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (6)その他連結計算書類作成のための重要な事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

## ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,312
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,239

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	694円	86銭
1株当たり当期純利益	52円	94銭

[重要な後発事象に関する注記]

連結子会社間の合併

当社は、2021年10月29日開催の取締役会において、ともに当社の連結子会社である東海東京証券株式会社とエース証券株式会社について、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をすることを決議し、2022年5月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称：東海東京証券株式会社

事業の内容：金融商品取引業

(消滅会社)

名称：エース証券株式会社

事業の内容：金融商品取引業

(2) 企業結合日

2022年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

東海東京証券株式会社を存続会社、エース証券株式会社を消滅会社とする吸収合併方式といたします。

(4) 結合後企業の名称

東海東京証券株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

顧客サービスの更なる向上及びグループの企業価値の維持・向上を効果的に追求していくことを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

## 株主資本等変動計算書

〔 自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	36,000	9,000	15,380	24,380	26,789	25,725	52,515	△ 5,292	107,602
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△ 5,960	△ 5,960		△ 5,960
当期純利益						6,349	6,349		6,349
自己株式の取得								△ 0	△ 0
自己株式の処分			△ 17	△ 17				95	77
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△ 17	△ 17	-	388	388	94	465
当 期 末 残 高	36,000	9,000	15,362	24,362	26,789	26,114	52,903	△ 5,197	108,068

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	984	984	442	109,030
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△ 5,960
当期純利益				6,349
自己株式の取得				△ 0
自己株式の処分				77
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 99	△ 99	54	△ 44
当期変動額合計	△ 99	△ 99	54	421
当 期 末 残 高	885	885	497	109,451

## 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 決算日の市場価格をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等…… 移動平均法に基づく原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…… 時価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産…… 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産及び長期前払費用…… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産…… 定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金…… 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金…… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金…… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

#### 経営指導料

当社の顧客との契約から生じる主要な収益は、当社子会社等からの経営指導料であり、当該子会社等に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

#### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減する新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

#### 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。



[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

当事業年度より、賃借している事務所を関係会社に同一条件で転貸する場合の関係会社からの受取額、及び従業員の住宅に係る自己負担額について、従来、「営業外収益」の「受取家賃」に表示していましたが、「販売費及び一般管理費」の「不動産関係費」から控除して表示する方法に変更いたしました。この変更は、同一条件で転貸を行っている場合の当社の実質的費用額をより適切に表示するため、及び福利厚生制度の経済的実態をより適切に表示するために行うものであります。

[会計上の見積りに関する注記]

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額 102,908百万円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(見積り金額の算出方法)

関係会社株式には、市場価格がなく時価を算定することが極めて困難な有価証券で、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した株式が含まれております。当該株式については、減損処理を行うかどうかの検討を行う必要があり、その際に、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないかとの観点から検討が行われます。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の検討は、同社の事業計画や実績から導かれる将来キャッシュ・フローの見込みといった仮定に基づき実施されており、当該キャッシュ・フローの見込みは同社の事業計画を基礎として、将来の事業環境に係る仮定を反映して算定しています。

(翌年度の計算書類に与える影響)

上記の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,979 百万円
2. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証	
東海東京証券香港	385 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	99,942 百万円
長期金銭債権	112 百万円
短期金銭債務	9,004 百万円
長期金銭債務	645 百万円

(注) 長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

関係会社からの営業収益	14,509 百万円
関係会社への営業費用	725 百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	425 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	12,218,314	2,141	221,000	11,999,455

(注1) 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求2,141株であります。

(注2) 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した221,000株によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	323 百万円
関係会社株式	570 百万円
投資有価証券	132 百万円
賞与引当金	85 百万円
貸倒引当金	48 百万円
その他	602 百万円
小計	1,762 百万円

評価性引当額 △ 681 百万円

繰延税金資産合計 1,081 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	333 百万円
その他	136 百万円

繰延税金負債合計 470 百万円

繰延税金資産(負債)の純額 610 百万円

※繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産 610 百万円

[関連当事者との取引に関する注記]  
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京証券株式会社	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任 デリバティブ取引等	資金の貸付	1,830,500	短期貸付金	66,500
				利息の受取	1,047	関係会社 長期貸付金	20,000
						前受収益	231
						未収収益	2
				経営指導に係る 役務の提供	6,702		
				資産使用料	265		
デリバティブ 取引等 損益(△損)	△851	デリバティブ 資産	23				
		デリバティブ 債務	3,122				

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 経営指導に係る役務の提供に対する対価は、当社の販売費及び一般管理費を基準とし、子会社の各種指標を参考に決定しております。
3. デリバティブ取引等の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京グローバル・ インベストメンツ・プ ライベート・リミテッ ド	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	29,032	短期貸付金	28,234
				利息の受取	146	未収収益	62

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京インベストメ ント株式会社	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,120	短期貸付金	2,450
				利息の受取	8		

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	エース証券株式会社	所有直接100%	寄託金の受入 役員の兼任	寄託金の受入	5,000	預り金	5,000
				寄託料の支払	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

寄託料の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	438円	30銭
1株当たり当期純利益	25円	56銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。